

# 監査報告書

平成 21 年 5 月 21 日

学校法人 東邦学園

理事会 御中

学校法人 東邦学園

監事 石川 元廣

監事 鈴木 基仁

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人東邦学園寄附行為第 7 条第 2 項の規定に基づく監査報告を行うため、学校法人東邦学園の平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

なお、監査を実施するにあたり「学校法人東邦学園 監事の監査に関する規程」に準拠いたしました。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに会計監査人と連携し、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人東邦学園の業務は適正であり、計算書類等は当該年度末における財産の状況を適正に表示しており、学校法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上